

2017 年度点検・評価シート

※下記の指摘事項、課題を踏まえて、Ⅱ点検・評価 Ⅲ【達成目標】欄を記述してください。

（進捗状況を【現状説明】に記述し、必要に応じて新たに【目標】を設定する。）

2016 年度大学評価（認証評価）結果指摘事項
一 改善勧告 1) 法学研究科法律学専攻博士課程後期課程では、大学院設置基準上必要な研究指導補助教員数が 1 名不足しているので、是正されたい。
2016 年度外部評価委員会指摘事項
前年度からの課題（2016 年度点検・評価シート IV 次年度への課題 より転記）

Ⅰ 評価項目・担当部局

対象部局	法学研究科
評価基準 3	教員・教員組織 【自己評定 B】
点検・評価項目(1)	3-1 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。
評価の視点	教員に求める能力・資質等の明確化
	教員構成の明確化
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化
点検・評価項目(2)	3-2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。
評価の視点	編制方針に沿った教員組織の整備
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置
点検・評価項目(3)	3-3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。
評価の視点	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化
	規程等に従った適切な教員人事
点検・評価項目(4)	3-4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。
評価の視点	教員の教育研究活動等の評価の実施
	ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性
点検・評価項目(5)	3-5 教員組織の適切性について定期的に検証を行っているか。
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。

Ⅱ 点検・評価 対象期間は 2016 年 4 月～2017 年 5 月までとする。（教員数、学生数などのデータの基準日は 2017 年 5 月 1 日）

【点検・評価項目ごとの現状説明】

3-1	法学研究科は、法律学専攻及び政治学専攻で構成され、両専攻とも博士課程前期課程及び博士課程後期課程を設置し、各分野について専門研究を行い、それぞれの分野で、多文化の共生に積極的に貢献できる研究者と高度な専門知識を要する専門職業人の育成を目的としている。この目的を達成するために、法学研究科の教員組織は以下の方針で編制する。 グローバル化の進む現在の世界における法律学専攻及び政治学専攻の教育研究上の目的を実現するためには、今日的な課題に目配りしつつ、歴史・思想といった伝統的分野はもちろん、細分化の進む選択分野をも幅広い分野をカバーできる教員を配置する必要がある。教員組織の編制は、上記のことに留意しつつ、かつ、学部との十分な連携をとりつつ、教員の専門性、年齢構成、性別、国籍等を勘案しつつ進める。 法学研究科は、法律学専攻と政治学専攻でそれぞれ独自に求める教員像を定めている。別添資料を参照(B3-5)。 組織的な教育を行うための連携体制は、専攻主任が中心となって行われている。すなわち、法律学専攻には、複数の教員が連携的に教育を行う「総合演習」が開講されており、毎年、この科目の運営について検討・協議している。政治学専攻には、「公共政策学専修コース」が設置され、その運営について検討・協議している。
3-1	以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【 】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。 求める教員像・教員組織の編制方針の策定について【×】 具体的事例：
3-2	法学研究科は、大学院設置基準に準拠し、担当教員の資格については、「法学研究科専攻科目担当基準および専攻科目担当者選考手続きに関する内規」(A3-4-11)を定め、これに基づき適正に審査を行っている。授業科目と担任教員の適合性、適正配置

	については、研究科委員会および専攻協議会において判断される。ただし、法学研究科の専任教員はすべて法学部の専任教員であり、これを選考する権限は法学部教授会に属しているから、法学部教授会と連携して適正配置の検討を行っている。 研究指導教員数は 29 人（うち教授数 22 人）、兼任教員数 7 人である(兼任教員は前期課程のみ担当)。教員 1 人当たりの学生数は、0.3 人である(d2-表 3)。専任教員の年齢構成(比率)は、61 歳以上が 11 人(37.9%)、51～60 歳が 4 人(13.8%)、41～50 歳が 7 人(24.1%)、31～40 歳が 7 人(24.1%)である。また、女性の専任教員は 4 人(13.8%)、外国人教員は 1 人(3.4%)である(d1-表 2、B3-26 d2-表 5、表 4)。
3-2	以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【 】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。 (1) 編制方針に沿った教員組織の整備について【×】 具体的事例： (2) 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備について【×】 具体的事例： (3) 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置【○】 具体的事例：法学研究科法律学専攻博士課程後期課程では、平成 28 年度第 3 回法学研究科委員会（平成 28 年 6 月 22 日開催）で新たに 1 名が後期課程授業科目担当者として承認された。また、同新規後期課程授業科目担当者については 2017 年度より博士課程後期課程において研究指導科目を担当しており、大学院設置基準上必要な研究指導補助教員数を充足している。
3-3	法学研究科担当の専任教員は、すべて法学部所属専任教員であり、募集・採用・昇格の審議は法学部教授会の権限であるから、法学研究科専任教員の採用等の審議は法学部教授会に委ねられている。法学研究科担当の兼任教員の募集・採用については、法学研究科委員会が審議し、その議に基づいて、法学部教授会が決定する。 法学研究科担当教員の採用等については、「法学研究科専攻科目担当基準および専攻科目担当者選考手続きに関する内規」(A3-4-11)を定め、これに基づき法学研究科委員会が適正に審査している。
3-3	以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【 】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。 (1) 教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化について【×】 具体的事例： (2) 規程等に従った適切な教員人事計画について【×】 具体的事例：
3-4	法学研究科では、教員の教育活動の評価について、「学生による授業評価アンケート」が実施されておらず、研究科としての評価やピアレビューも行われていない。また、研究活動評価のためのシステムは構築されていない。他方、2016 年度第 1 回法学研究科 FD 研究会が 2016 年 12 月 14 日に開催され、その内容が研究科委員会で報告された。
3-4	以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【 】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。 (1) 教員の教育研究活動等の評価の実施について【×】 具体的事例： (2) ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と、その有効性について【○】 具体的事例：2016 年度第 1 回法学研究科 FD 研究会が 2016 年 12 月 14 日に開催され、その内容が研究科委員会で報告された。
3-5	教員組織の適切性については、毎年度の自己点検・評価において、各専攻協議会、研究科委員会で定期的に検証を行っている。
3-5	以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【 】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。 教員・教員組織の検証に関する責任主体・組織、権限、手続きについて【×】 具体的事例：

【効果が上がっている事項】

3-1	
3-2	
3-3	
3-4	
3-5	

【改善すべき事項】

3-1	
3-2	
3-3	

3-4	法学研究科 FD 研究会を今後とも継続して実施する必要がある。
3-5	

Ⅲ 【達成目標】 目標の進捗状況は、「S：完全に達成」「A：概ね達成」「B：やや不十分」「C：不十分」で、評価する。

達成目標		目標達成の指標となるもの		評価				
				2014	2015	2016	2017	2018
中期目標 (2014～ 2018)	3-1 法学研究科が求める教員像および教員構成についての方針の策定 法学研究科が求める教員像については既にその方針が策定されている為、中期目標から削除。	法学研究科が求める教員像および教員構成が明文化されている。	→			B		
	3-4 法学研究科における FD 活動を検討し、推進する	両専攻協議会において FD 活動の具体的な内容を検討する。	→			B	A	
	3-4 法学研究科における教育研究業績の公表	法学研究科における研究教育業績がホームページ等で公表されている。	→			B	C	
16 年度 目標	3-2 法学専攻後期課程担当者 1 名不足状態を解消する。	研究科委員会において、法学専攻後期課程担当者の補充が決定する。				S		
	3-4 法学専攻における FD 活動の検討	専攻協議会の場において、FD 活動の具体的な内容について継続的に検討されている				S		
17 年度 目標	(対象期間は 2017 年 4 月～2018 年 3 月) 3-4 法学研究科全体としての FD 研修会を開催する。	FD 研修会の内容が研究科委員会に報告される。					S	
	3-4 法学研究科における教育研究業績の公表方法について検討を開始する。	法学研究科における教育研究業績の公表方法について検討が開始されている。					C	

Ⅳ 評価専門委員会所見

特記事項なし

Ⅴ 所見への対応

Ⅵ 次年度への課題

法学研究科における教育研究業績の公表方法について検討が開始されなかったため、次年度、検討の機会を設けたい。

本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

<根拠資料>

- A3-2 教員選考基準
- A3-4-11 大学院法学研究科専攻科目担当基準および専攻科目担当者選考手続きに関する内規
- A3-6 大東文化大学客員教員任用基準
- A3-7 大東文化大学助教規程
- A3-12 専任教員の教育・研究業績（CD-R）
- B3-1 大東文化大学専任教員就業規則
- B3-2 大東文化大学特任教員就業規則
- B3-5 学部・学科、研究科・専攻の求める教員像及び教員組織の編成方針
- B3-26 大学データ集 《既出》B1-22

<大学基礎データ>

d1-表 2 全学の教員組織

[追加資料]

平成 28 年度第 3 回法学研究科委員会議事録

平成 28 年度第 8 回法学研究科委員会議事録

2016 年度第 1 回法学研究科 FD 活動報告書